

標準貨物自動車運送約款等の改正について

～平成29年11月4日よりトラック運送の運賃・料金の收受ルールが変わります～



国土交通省 東北運輸局自動車交通部貨物課

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

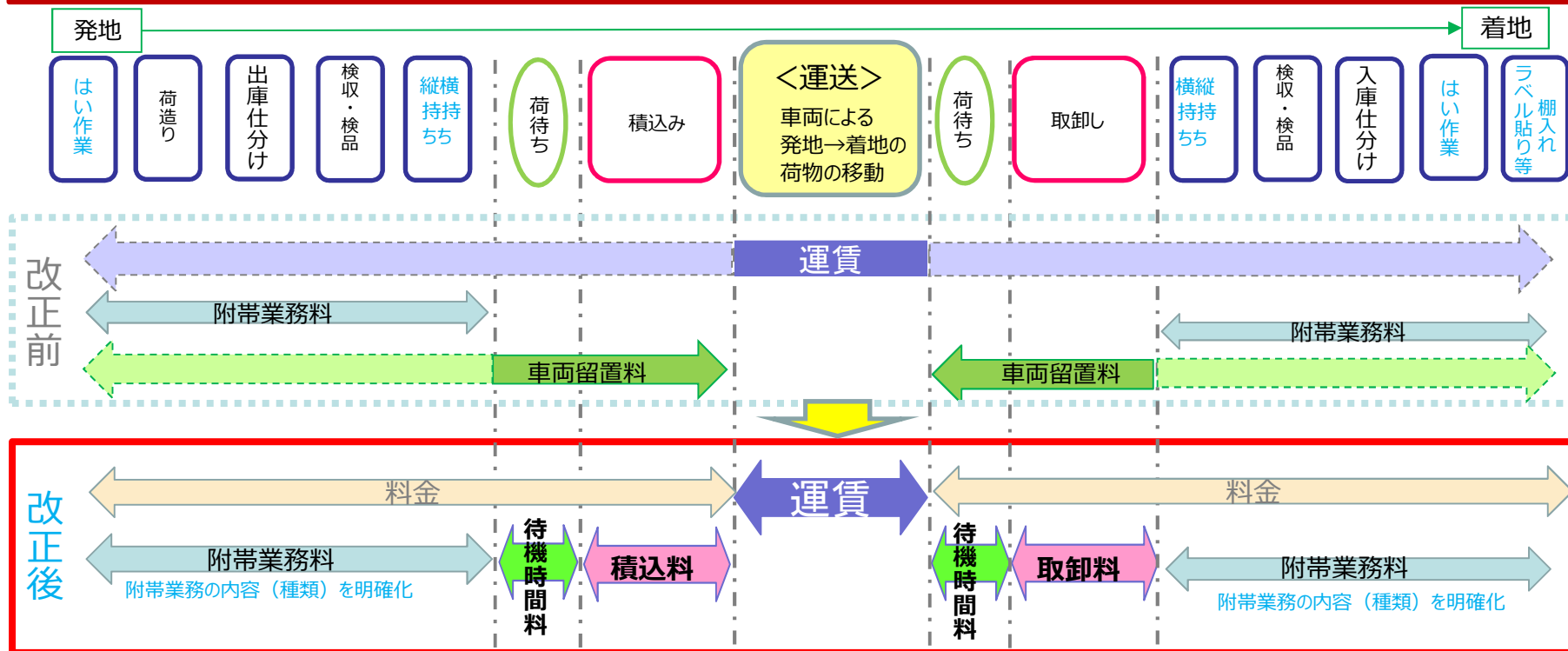
貨物自動車運送事業の適正な運賃・料金収受に向けて、関係制度を改正します。

- 「運賃」と「料金」の区別を明確化・・・運送の対価である「運賃」と、運送以外の役務を「料金」として区別します。
- 標準貨物自動車運送約款の運賃及び料金に関する規定を改正します。

【主な改正点】①荷送人が運送依頼をする際の**運送状等の記載事項**に、「**待機時間料**」、「**積込料**」、「**取卸料**」等の料金の**具体例を規定**します。

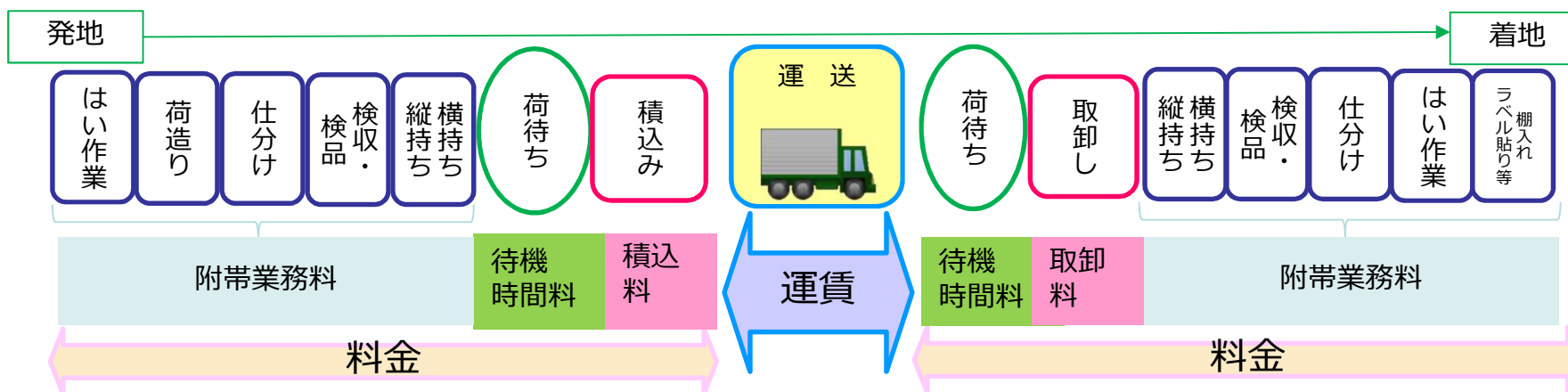
②荷待ちに対する対価を「**待機時間料**」とし、発地又は着地における**荷主の依頼に基づく積込み**又は取卸しに対する対価を「**積込料**」及び「**取卸料**」とそれぞれ規定します。

③**附帯業務**の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」及び「^(※)はい作業」を追加します。



(※) はい作業：倉庫等において袋や箱を一定の方法で規則正しく積み上げたり、積み上げられた荷をくずしたりする作業

トラック運送の運賃・料金の区別の明確化



運賃とは

貨物の場所の移動に対する対価のこと。

(貨物運送事業者が備え付けている積付用品(シート、ロープ等)による積付け作業も含む。)

料金とは

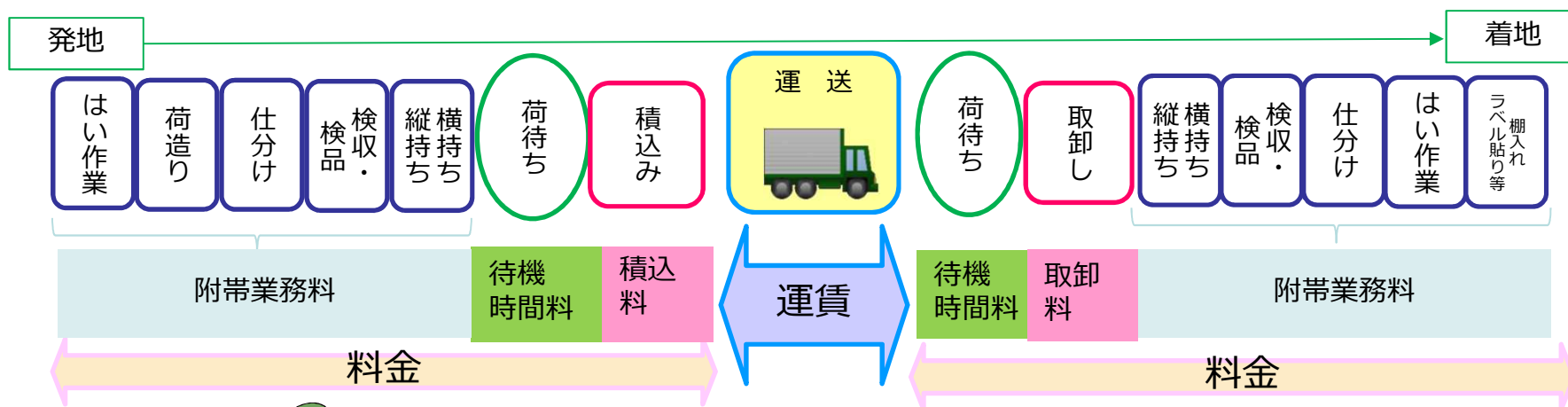
(1) 運送以外の役務に対する対価

- ① **積込料又は取卸料**: 発地又は着地において、荷主の依頼に基づき、運送事業者が行う車両への貨物の積込み又は車両からの取卸しに対する対価。(運賃に該当する積付け作業を除く)
- ② **待機時間料**: 発地又は着地に到着後、荷主の責任で運送事業者が待機した時間に対する対価(荷主が貨物の積込み、取卸し又は附帯業務を行う場合に待機した時間も含む。)
- ③ **附帯業務料**: 荷主の依頼に基づき、運送事業者が行う品代金の取り立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を要する業務に対する対価。

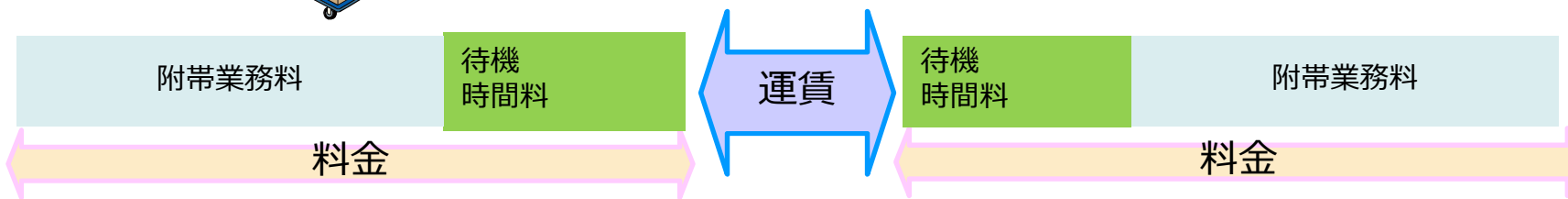
(2) 深夜・早朝配送等の特別な費用が発生する輸送により増加する費用を賄うため収受するもの。

トラック運送の運賃・料金の区別の明確化

改正後の標準運送約款における例



運送事業者に積込み又は取卸しを委託したときには「積込料」、「取卸料」が生じます。



荷主が積込み又は取卸しを行う場合、その間運送事業者が待機した時間も含めて「待機時間料」が生じます。

※「待機時間料」・「積込料」・「取卸料」の料金については、これまでの「車両留置料」と同様に上限・下限を定めてその範囲内で收受することとなります。

標準貨物運送約款の改正

運送約款とは：多数の取引相手に対し、迅速・安定的な取引を行うために、予め定型化した運送契約を定めたもののことであり、貨物の「引受け」、「運賃及び料金」、「責任」などを規定するものである。

※運送事業者は「運送約款」を定めた場合は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。標準貨物運送約款を適用する場合には認可を受ける必要はない。

「運賃」「料金」の明確化に合わせ、標準貨物運送約款の関係規定を改正

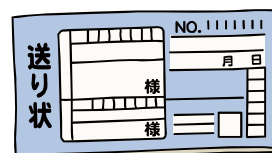
標準貨物運送約款の改正により、この約款を適用する運送事業者に運送を委託する場合には……

貨物の積込み又は取卸しは、荷主が委託し、運送事業者が引き受けた場合に運送事業者が行うこととなります。
この場合、「積込料・取卸料」の料金が生じます。

荷主が積込み又は取卸しを行い、その間運送事業者が待機した場合は「待機時間料」が生じます。

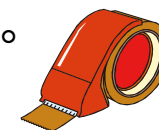


運送状等に、「運賃」とは別に「待機時間料」、「積込料」、「取卸料」等を記載する必要があります。



(参考例は別添)

附帯業務の具体例に「横持ち及び縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」、「はい作業」が加わり、これらを運送事業者に委託した場合に規定の料金が生じることとなります。



(参考) 運送状の記載例

A. 委託時記載事項 委託者においてⅠ～Ⅲを示して、受託者に運送を依頼

		委託日:平成 年 月 日	
運送委託者	名称	電話	
	住所	FAX、E-mail	
		【責任者、担当者名】	

Ⅰ 運送業務

積込み開始日時		積込み先	
【住所】		【連絡先(電話、担当者)】	
取卸し終了日時		取卸し先	
【住所】		【連絡先(電話、担当者)】	
積込み作業の委託	有 ・ 無	運送保険加入の委託	有 ・ 無
取卸し作業の委託	有 ・ 無		

運送品の概要		運送の扱種別	
車種		台数	両

Ⅱ 附帯業務

附帯業務内容	
業務日時	
【備考】	

(注)「附帯業務」は、標準貨物自動車運送約款第60条第1項を踏まえた役務(品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務)であり、「運賃及び料金」の「附帯業務料」の欄に記載の費用となります。

Ⅲ 運賃及び料金

運賃	円	燃料サーチャージ	円	有料道路利用料(税込)	円
積込料	円				
取卸料	円				
待機時間料	円	(見込み待機時間: 分、 分あたり単価: 円)			
附帯業務料	品代金の取立て	円	荷掛金の立替え	円	
	荷造り	円	仕分け	円	
	保管	円	検収及び検品	円	
	横持ち及び縦持ち	円	棚入れ	円	
	ラベル貼り	円	はい作業	円	
その他附帯業務()	円				
〇〇料	円				
消費税額	円				
【備考】					

支払日	【毎月 日締め切り、翌月 日払い】	支払方法	
-----	-------------------	------	--

(注)「運賃」及び「燃料サーチャージ」は、受託者が設定しているものによります。

・「有料道路利用料(税込)」は、通行予定の有料道路の利用料を記載します。

・「積込料」及び「取卸料」とは、貨物の発地又は着地において、荷送人又は荷受人の依頼により、受託者が行う貨物の車両への積込み又は車両からの取卸し(貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常貨物自動車運送事業者が備えている積付用品による作業を除く。)に対する対価であり、受託者が設定しているものによります。

・「待機時間料」とは、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により受託者が待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に対する対価であり、受託者が設定している時間単価を基に記載します。

・「消費税額」は、法定の税率によります。

・上記のとおり運送を委託します。なお、運賃及び料金に変更が生じる等、本状に記載のない事項が発生した場合は、支払時に双方で決定し精算することとします。

委託者(荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者)

B. 受託時記載事項 上記を承諾の上、受託者において記載

運送受託者名	名称	電話	
	住所	FAX、E-mail	
		【責任者、担当者名】	
【車両番号】		【運転者名】	
【備考】			

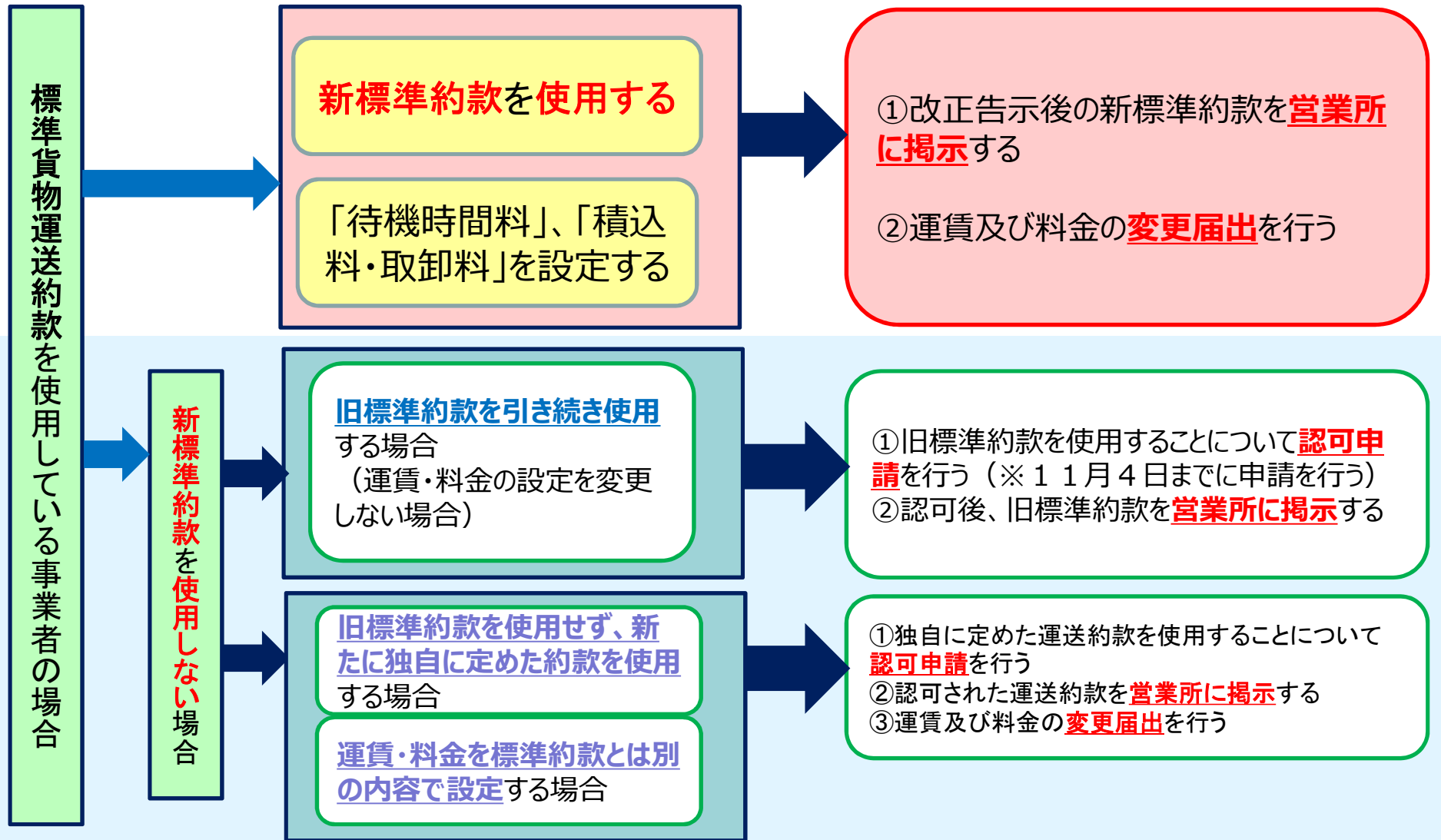
・上記のとおり運送を受託します。

平成 年 月 日 運送受託者(貨物自動車運送事業者)

(注1)グレーは、当事者間での必要に応じて記載する任意記載項目欄です。

(注2)運送委託者において発出された運送状にB欄を追記して運送引受書が作成発出される例であるが、運送状については、運送委託者が提出する旨、標準貨物自動車運送約款第8条で規定されています。

(注3)この運送引受書は、国土交通省「トラック運送業における書面化ガイドライン」に基づき発行される書面です。運送委託者がこの書面と相違した運送を強要した場合は、貨物自動車運送事業法第64条に基づく荷主勧告、社名公表が行われる場合があります。



(その他:従前から独自の約款を使用している場合)
 ○独自の約款を引き続き使用する場合には手続きは不要
 ○独自の約款の変更を行う場合には①認可申請、②運賃及び料金の届出、③約款の掲示が必要

※新標準約款:平成29年11月4日に施行される標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款
 ※旧標準約款:平成29年11月3日以前に適用されていた標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款